

理知の杜日本語学校仙台校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、国際文化交流を図る人材を育成するとともに、日本と諸外国との友好関係に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、理知の杜日本語学校仙台校という。

(位置)

第3条 本学は、宮城県仙台市青葉区角五郎二丁目5番4号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、
本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学の課程、学科、コース、修業期間、入学定員、総定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

課程名	学科名	コース名	修業期間	入学定員	総定員	クラス数	備考
文化教養課程	日本語科	進学コース (2年)	2年	80人	80人	4クラス	4月期生… 80人
		進学コース (1年6ヶ月)	1年6ヶ月	70人	70人	4クラス	10月期生… 70人
		計		150人	150人	8クラス	4月期生… 80人

(始期・終期等)

第6条 本学の各コースは、4月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (4) 夏季休業（7月30日から8月21日まで）
 - (5) 秋季休業（9月29日から10月5日まで）
 - (6) 冬季休業（12月23日から1月10日まで）
 - (7) 春季休業（3月20日から4月6日まで）
- 2 教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学コース（2年）※詳細は別表1参照

授業レベル	科目・内容	週当たり授業時数（週数）	計（時間）
初級	初級内容の確認。初級の語彙・漢字の拡大。基礎文法・文型を使った作文。基礎的な日常会話。	20時間（20週）	400時間
中級	初級内容の徹底。中級文法。語彙・慣用表現の拡大。より自然な日常会話。	20時間（20週）	400時間

上級Ⅰ	中級内容の徹底。読解・聴解の強化。レポート作成。自然な日常会話。	20時間（20週）	400時間
上級Ⅱ	上級の内容の徹底。ネイティブに近い4技能力の習得。専門分野の語彙・表現。	20時間（20週）	400時間

(2) 進学コース（1年6ヶ月）※詳細は別表2参照

授業レベル	科目・内容	週当たり授業時数（週数）	計（時間）
初級	ひらがな、カタカナ、基礎漢字、発音・アクセントの学習。基礎文法・文型の習得。簡単な日常会話。	20時間（20週）	400時間
中級	初級内容の徹底。中級文法。語彙・慣用表現の拡大。より自然な日常会話。	20時間（20週）	400時間
上級	中級内容の徹底。読解・聴解の強化。レポート作成。自然な日常会話。	20時間（20週）	400時間

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 8人以上（うち本務等教員4人以上）
 - (4) 生活指導担当者 1人以上
 - (5) 事務職員 1人以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 150時間以上の日本語学習を修了した者、あるいは日本語能力試験N5程度の日本語能力を有する者
- (4) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (5) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。ただし、入学しようとする者の国の事情などにより、入学検定料を納付することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める生徒納付金（入学検定料を除く。）及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学・進級)

第16条 退学及び転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 成績優秀で、修業期間中に大学・大学院等へ入学希望する者は、その進級について校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があつたときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席しない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

◎進学コース（2年）

項目	1年目	2年目
(1) 入学検定料	20,000円	—
(2) 入学金	60,000円	—
(3) 授業料	(年額) 540,000円	(年額) 540,000円
(4) その他	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円 教材費 30,000円 交通費他 20,000円	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円 教材費 30,000円 交通費他 20,000円

◎進学コース（1年6ヶ月）

項目	1年目	2年目
(1) 入学検定料	20,000円	—
(2) 入学金	60,000円	—
(3) 授業料	(年額) 540,000円	(半年分) 270,000円
(4) その他	(年額) 100,000円 【内訳】 施設費 50,000円	(半年分) 60,000円 【内訳】 施設費 25,000円

		教材費 30,000円	教材費 15,000円
		交通費他 20,000円	交通費他 20,000円

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。詳細は別途規程集を参考とする。

第6章 雜則

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1

進学コース（2年）					
科目	授業時間数				
	初級 (1年前期)	中級 (1年後期)	上級Ⅰ (2年前期)	上級Ⅱ (2年後期)	計
みんなの日本語初級ⅠⅡ	200 (週10時間×20週)				200
会話/聴解	80 (週4時間×20週)				80
漢字/語彙	80 (週4時間×20週)	50 (週2.5時間×20週)	50 (週2.5時間×20週)	50 (週2.5時間×20週)	230
作文/読解	40 (週2時間×20週)				40
中級へ行こう 中級を学ぼう 中級前期		150 (週7.5時間×20週)			150
会話		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	120
日本語能力試験対策		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	120
作文		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	120
日本留学試験対策		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	120
入試対策/進路指導		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	120
中級を学ぼう 中級中期 テーマ別上級で学ぶ日本語			150 (週7.5時間×20週)		150
テーマ別上級で学ぶ日本語				150 (週7.5時間×20週)	150
計	400	400	400	400	1600

別表2

進学コース（1年6か月）				
科目	授業時間数			
	初級 (1年前期)	中級 (1年後期)	上級 (2年前期)	計
みんなの日本語初級Ⅰ・Ⅱ	200 (週10時間×20週)			200
会話/聴解	80 (週4時間×20週)			80
漢字/語彙	80 (週4時間×20週)	50 (週2.5時間×20週)	50 (週2.5時間×20週)	180
作文/読解	40 (週2時間×20週)			40
中級へ行こう 中級を学ぼう 中級前期		150 (週7.5時間×20週)		150
会話		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	80
日本語能力試験対策		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	80
作文		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	80
日本留学試験対策		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	80
入試対策/進路指導		40 (週2時間×20週)	40 (週2時間×20週)	80
中級を学ぼう 中級中期 テーマ別上級で学ぶ日本語			150 (週7.5時間×20週)	150
計	400	400	400	1200